

# 第4次広島市男女共同参画基本計画 素案（概要版）（1／3）

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の目的

「広島市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、広島市の男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、性別による差別がなく、男女が対等のパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することを目的として策定する。

### 2 計画の位置付け

- ・「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める市町村男女共同参画計画
- ・「広島市男女共同参画推進条例」第8条に基づく基本計画
- ・「第6次広島市基本計画」の部門計画
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画
- ・新「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく市町村基本計画

### 3 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

### 4 男女共同参画を取り巻く状況

- (1) 社会情勢の変化
  - ・少子高齢化による労働人口の減少と女性の就労を取り巻く状況
  - ・自然災害の激甚化・頻発化の影響
- (2) 国の法改正等の動向
  - ・男女共同参画の推進に関する法律の制定・改正等
  - ・第6次男女共同参画基本計画の策定

### 5 第3次広島市男女共同参画基本計画の達成状況（令和6年度時点）

第3次広島市男女共同参画基本計画に掲げる28の指標の達成状況（令和6年度時点）を評価した結果、「○：目標達成」は12項目（46.2%）、「○：改善（計画策定時の実績を上回る）」は6項目（23.1%）、「×：低下（計画策定時の実績を下回る）」は8項目（30.8%）、「評価不可」は2項目であった。

＜指標の達成状況＞

区分	評価
○：目標達成	12 (46.2%)
○：改善（計画策定時の実績を上回る）	6 (23.1%)
×：低下（計画策定時の実績を下回る）	8 (30.8%)
評価不可	2

※性別によって、達成状況が異なる指標は別の指標としてカウント

## 第2章 計画の内容

### 1 施策体系（基本方針）

基本方針	1 あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大
	2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立
	3 安心して暮らせる社会の実現
	4 性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力の根絶と被害者への支援
	5 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

### 2 計画の内容

#### 基本方針1 あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大

##### (1) 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

市の審議会や行政委員会等への女性の選任を推進する。また、市の女性職員の職域拡大、計画的な育成及び管理職等への積極的な登用に取り組む。

##### (2) 市の関係団体などにおける方針決定過程等への女性の参画の促進

市の関係団体や地域活動に取り組む団体などに対して、方針の立案及び決定に女性の参画が進むよう、女性の参画の促進に関する情報提供や働き掛けを行う。

##### (3) 防災・復興における女性の参画の拡大

近年、激甚化・頻発化する自然災害に備えるため、防災・復興分野において、地域防災の方針決定過程に女性の参画の拡大を進め、平常時から災害・復興時までの各段階で男女共同参画の視点を取り入れた取組を進める。

【主な取組】

- ・男女共同参画の視点等を取り入れた指定避難所運営のための支援

#### 基本方針2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立

##### (1) 働く場における男女共同参画の推進

働く場における男女の均等な機会と待遇を確保し、女性が能力を十分に発揮し、活躍することができるよう、事業者における女性の就労環境整備の推進を図る。また、職場におけるハラスメントの防止に向けた事業者の取組等を支援する。

##### (2) 女性の参画が少ない分野における男女共同参画の推進

女子中高生等への理工系分野への進路選択を促進するとともに、建設業、製造業や運輸業など、女性の参画の少ない分野において、女性の参画を促進するため、意識と就労環境を改善するため周知・啓発を図る。

##### (3) 多様な就業ニーズを踏まえた就業支援の推進

個別相談やセミナー等により、女性の多様な就業ニーズに対応した就職・再就職支援を行う。また、女性の起業支援や管理職の交流促進を通じて、経営の主体となる女性の育成・支援を行う。

##### (4) 職業生活と家庭生活等の両立に向けた職場環境の整備

男女が共に育児・介護と仕事を両立できるよう、事業者への働き掛けや労働者への育児・介護休業制度等の利用促進を行う。また、市職員においても、特に男性の育児休業取得促進など、家庭と職業の両立支援に取り組む。

##### (5) 男性にとっての男女共同参画の推進

男性にとっての男女共同参画の意義について理解を促進するため、学習機会や情報提供の充実を図る。また、男性の家庭・地域活動への参画を促進するとともに、周囲の理解を深めるための広報・啓発に取り組む。

##### (6) 子育てや介護等の支援の充実

育児・介護の不安や負担感の軽減に向け、多様な保育サービスや相談支援体制を充実させる。また、仕事と家庭の両立を支援し、誰もが安心して子育て・介護に取り組める環境づくりを推進する。

# 第4次広島市男女共同参画基本計画 素案（概要版）（2／3）

## 基本方針3 安心して暮らせる社会の実現

### ① 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

困難な問題を抱える女性を支援するため、各種相談を実施するほか、関係機関との連携強化を図るとともに、民間団体との協働した支援を行う。また、ひとり親家庭、高齢者、障害者、外国人市民、性的マイノリティなど、生活上の様々な困難を抱える人が安心して暮らすことができる環境の整備や多様性を認め合う社会の形成に取り組む。

#### 【主な取組】

- ・女性相談員による相談の実施
- ・重層的支援体制整備事業
- ・「自助グループ」による居場所づくり支援

### ② 生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進

妊娠婦が安心して出産・産後期を迎えるよう、健康管理に関する情報提供や相談体制の充実を図る。また、生活習慣病予防や健康に関する正しい知識の普及を通じて、ライフステージに応じた健康づくりを推進する。

### ③ 性と生殖に関する健康と権利の浸透

「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点を重視し、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指すため、性や健康に関する教育の充実や学習機会の提供を通じて、正しい知識の普及促進を図る。

## 基本方針4 性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

### ① 性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力根絶のための認識の徹底と対応

性犯罪・性暴力を始めとした犯罪被害者に対する相談支援の実施のほか、相談機関の周知促進、相談体制の充実を図る。また、暴力の予防と根絶のための基盤づくりとして、SNS等を活用した若年層への予防啓発を行うとともに、ICTリテラシーやメディアリテラシーの向上に取り組む。

#### 【主な取組】

- ・SNSを活用した男女共同参画に係る啓発事業
- ・犯罪被害者等総合相談

### ② 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援の充実

DVを許さない市民意識の醸成を図るとともに、将来のDVの防止のため、SNS等を活用した若年層への予防啓発を行う。また、DV被害者の早期発見、早期対応につなげるため、相談窓口の周知に努めるほか、配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）と関係機関が連携を強化して、被害者に対する相談支援等の充実を図るとともに、自立に向けた支援を行う。

#### 【主な取組】

- ・相談員研修会の実施
- ・DV防止啓発リーフレット等の作成
- ・デートDV防止対策

### ③ セクシュアル・ハラスメントの防止と被害者への支援の充実

セクシュアル・ハラスメントを防止するため、事業者や労働者に対して啓発や情報提供を行う。また、相談窓口の周知や関係機関との連携により、被害者支援体制の充実を図る。

## 基本方針5 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

### ① 互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進

全ての市民が相互に認め合い、支え合う人権尊重社会を形成するため、多様性を受容し、尊重する教育・啓発を通じて、人権尊重への理解の促進を図る。

### ② 男女共同参画推進拠点施設における取組の推進

本市の男女共同参画推進の拠点施設である「男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）」において、男女共同参画に関する効果的な情報発信を図るとともに、市民のニーズを的確に捉えた事業を積極的に推進する。

### ③ 男女共同参画の視点からの広報・啓発活動の推進

男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画に関する理解の促進を図るため、SNSを始めとする様々な媒体を活用し、継続的かつ効果的な広報・啓発活動を行う。

### ④ こどもの頃からの男女共同参画を推進する教育の充実

こどもが固定的な性別役割分担意識に捉われず、自分らしい生き方を選択できるよう、男女共同参画の視点からの教育や啓発を推進する。

### ⑤ 平和の発信と国際理解・国際協力の推進

世界の女性の状況など男女共同参画に関する情報収集や提供を行い、国際社会の動向についての理解の促進や市民グループ等による国際交流・協力、平和などの活動を支援する。

## 第3章 計画の推進体制

### 1 庁内推進体制

- ・市長をトップとして、全ての局・区長等で構成する「広島市男女共同参画推進本部」により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図る。
- ・毎年度、施策の指標の達成状況の把握や施策の推進状況を掲載した年次報告書を作成し、男女共同参画の推進状況、施策の実施状況を公表する。

### 2 国、県、経済団体等との連携

- ・国、県、市などの行政機関、経済団体・労働団体等が一体となって、女性が活躍できる環境の整備や仕事と家庭の両立に向けた取組などの推進を図る。

### 3 施策等の審議・意見交換

- ・市長の諮問機関であり、男女共同参画に関する有識者や公募委員などにより構成する「広島市男女共同参画審議会」において、男女共同参画の施策の進捗状況などを検証し評価する。

### 4 市民等の参画の推進

- ・男女共同参画を推進する拠点施設である「広島市男女共同参画推進センター」において、その運営主体となる指定管理者と連携を図りながら、積極的な事業を展開する。

## 第4次広島市男女共同参画基本計画 素案（概要版）（3／3）

### 施策の指標一覧

指標	現状値 (R6年度)	目標値
<b>基本方針1 あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大</b>		
審議会委員における女性の割合を増やす	32.1%	40.0%
市職員の管理職における女性の割合を増やす	19.0%	広島市職員の女性活躍・子育て支援推進プランの次期計画で定める数値
地域防災リーダーにおける女性の割合を増やす	23.3%	25.2%

指標	現状値 (R6年度)	目標値
<b>基本方針2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立</b>		
民間企業（従業員数が101人以上の企業）における女性管理職の割合を増やす	11.5%	国計画で定める目標値
男女共同参画に積極的に取り組む事業者の数を増やす (広島市男女共同参画推進事業者表彰の表彰事業者数)	77社	95社
市内の「えるぼし」認定企業数を増やす	21社	50社
企業における男女間賃金格差の解消を図る (広島県内の企業における所定内給与額の男女間格差)	77.7%	80.0%
民間企業における男性の育児休業取得率を上げる	51.4% (R5年度)	国計画で定める目標値
市内の「くるみん」認定企業数を増やす	43社	86社
市の男性職員の育児休業取得率を上げる 市長事務部局等：市長事務部局、市選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局、議会事務局 その他局：消防局、水道局、教育委員会	市長事務部局等： 68.6% その他局： 41.4%	市長事務部局等： 85.0%以上 その他局： 50.0%以上
放課後児童クラブ待機児童の解消を図る	47人	0人

指標	現状値 (R6年度)	目標値
<b>基本方針3 安心して暮らせる社会の実現</b>		
DVセンターにおける出張相談の件数を増やす (DVセンターで受けた相談のうち、出張相談や関係機関（関係部署）へ同行支援した件数（年間）)	77件	150件
経済的な自立に向けて就業したひとり親世帯を増やす (母子家庭等就業・自立支援センター、就労支援窓口及びSNS等を活用したオンライン就業支援事業において職業紹介を受けた者並びに高等職業訓練促進給付金及び自立支援教育訓練給付金の受給者のうち、就業した者の割合)	73.6%	80.0%
がん検診の受診率を上げる	子宮頸がん： 43.0% 乳がん： 45.4% (R4年度)	子宮頸がん： 60.0% 乳がん： 60.0%
20～70歳の女性の骨粗しょう症検診受診率を上げる	5.1%	15.0%

指標	現状値 (R6年度)	目標値
<b>基本方針4 性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力の根絶と被害者への支援</b>		
DVの相談窓口を知っている人の割合を増やす	女性： 49.5% 男性： 45.2%	女性： 60.0% 男性： 55.0%
「デートDV」の言葉と内容を知っている若者の割合を増やす	52.8%	60.0%

指標	現状値 (R6年度)	目標値
<b>基本方針5 男女の人権を尊重する市民意識の醸成</b>		
社会全体でみた場合の男女の地位が平等になっていると感じる男女それぞれの割合を増やす	女性： 8.6% 男性： 14.7%	女性： 計画策定時 (R7) の実績 値以上
固定的な性別役割分担意識を持たない男女それぞれの割合を増やす	女性： 76.7% 男性： 63.2%	女性： 計画策定時 (R7) の実績 値以上
全ての人の人権を大切にし、それを日常生活の中で態度や行動に表している市民の割合を増やす	75.0%	80.0%
男女共同参画推進センターで開催される講座の参加者数を増やす (年間の講座の人数)	477人	600人